八重畑小学校いじめ防止基本方針　　2026　4月改訂

平成２６年度に策定された「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に従い、危機管理の重要な内容と改めて認識し、八重畑小学校において「八重畑小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法の施行に伴う平成２５年度からの定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

２　基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

そこで本校では、教職員・児童自らが、いじめについて人権・命の大切さの教育として強く自覚し、その防止のための取組を明示するとともに指導を徹底し且つ計画的に行い、一人のいじめも発生させないという「いじめのない学級・学校」の実現のため、以下の点を旨として、その対策を行う。

（１）全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、いじめ防止のための組織体制を整備し、未然防止、早期発見、早期解決の取組を積極的に推進する。

（２）全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるように全教育活動の中で具体的に指導する。

（３）いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、重大事態に陥らないよう教育委員会・家庭・地域・関係機関等と連携し、粘り強い指導の下、いじめの問題の克服を目指す。

３　校内体制について

（１）校長をいじめ防止対応の責任者とし、「**いじめ対策委員会**」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。

（２）いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。

（３）「いじめ対策委員会」の構成員は、以下の通りとする。

校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・当該児童担任とし、また、外部スクールカウンセラー、ＰＴＡ会長、学校運営協議会委員、地区民生児童委員等も適時要請する。

（４）取組の内容

いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成、未然防止・早期発見・早期解決の取組と結果の確認を行う。(運営委員会時、その他随時)

いじめを認知した場合、速やかに生徒指導主事と副校長に報告し、副校長は学校長へいじめ対策委員会の開催を進言する。対応方針は学校長が決定し、副校長と指導主事がいじめの解消に向けた取組の推進を行う。

生徒指導主事は、副校長と共に情報の収集に当たり調査過程を記録する。保護者への対応は副校長に一元化し、信頼を損なうような情報の錯綜を防ぐ。

【いじめ対策委員会組織図】

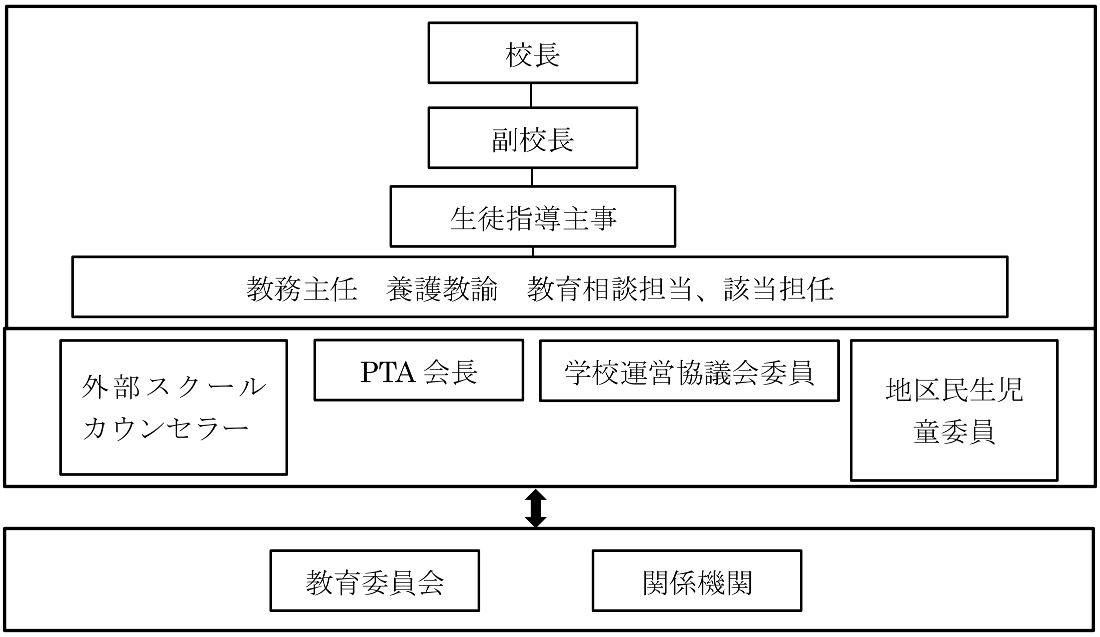

【いじめ問題への組織的対応】

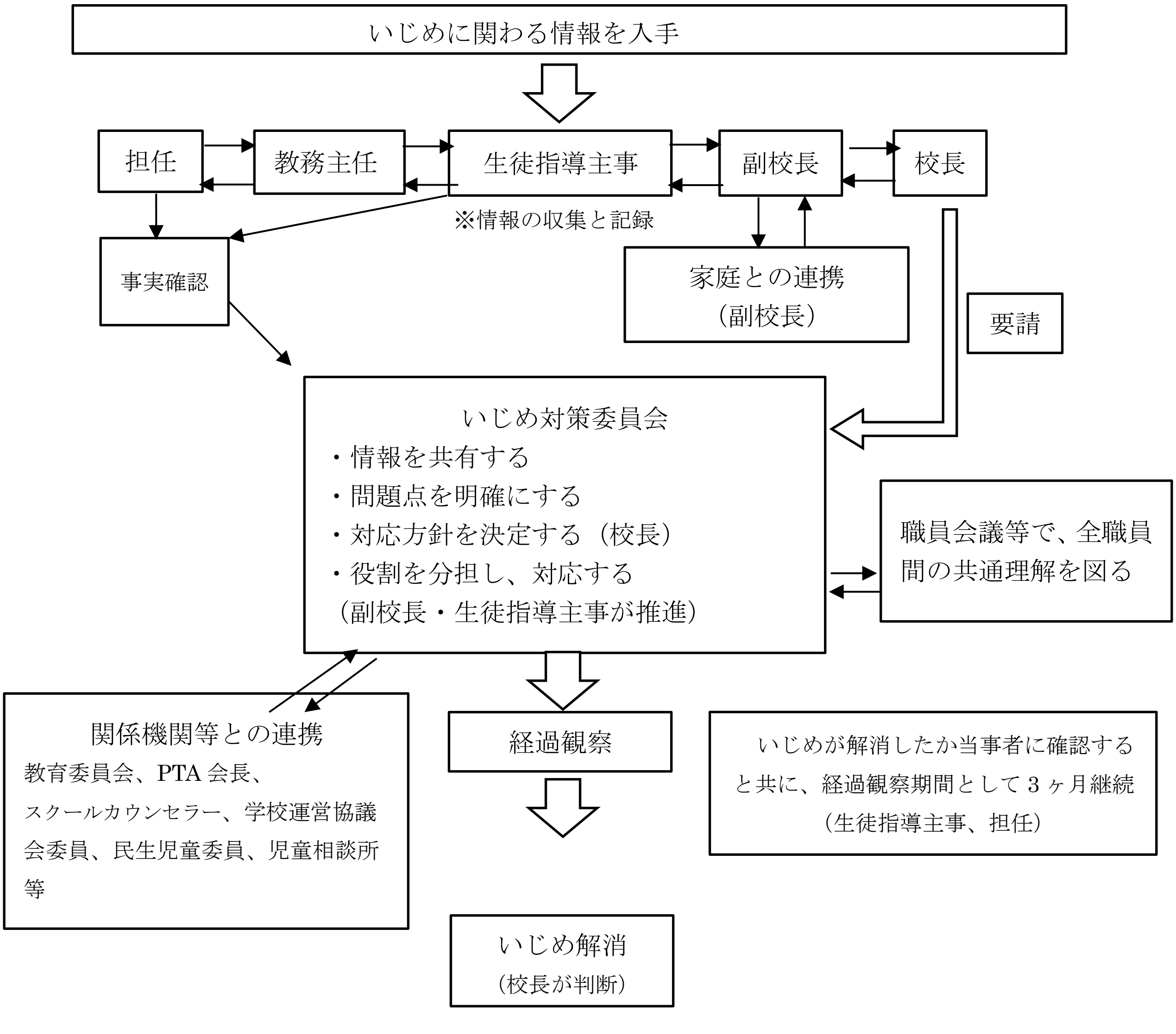

【対応手順マニュアル】

（１）学校内での解決を目指す事象への対応手順

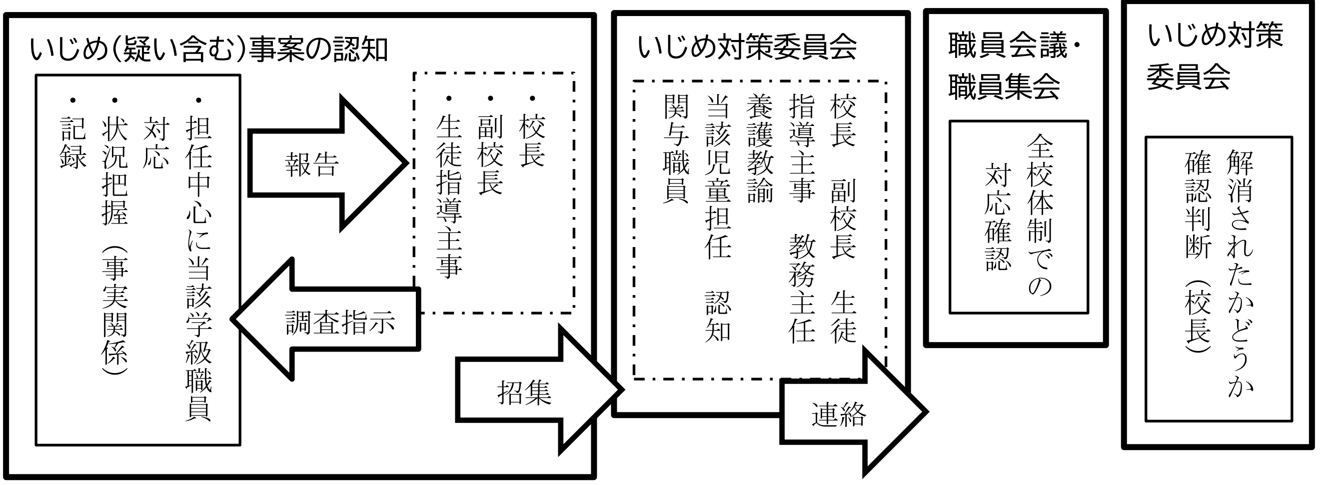

（２）学校内で解決を目指すが、対応が複雑または困難な事象への対応手順

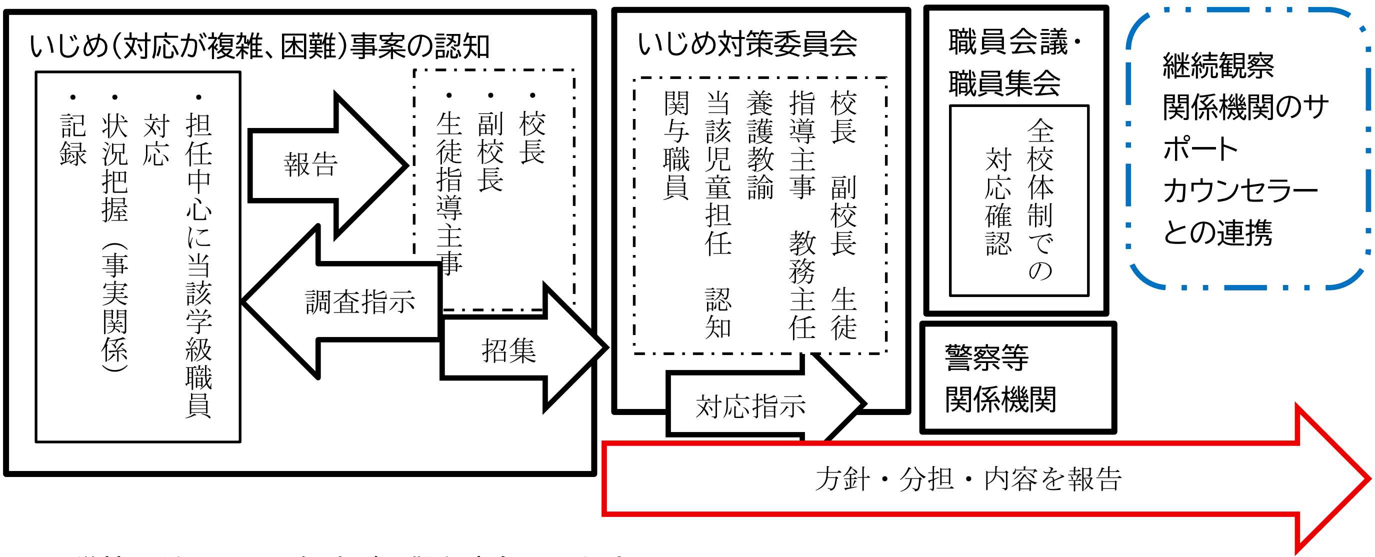

（３）学校内だけでは、解決が困難な事象への対応手順

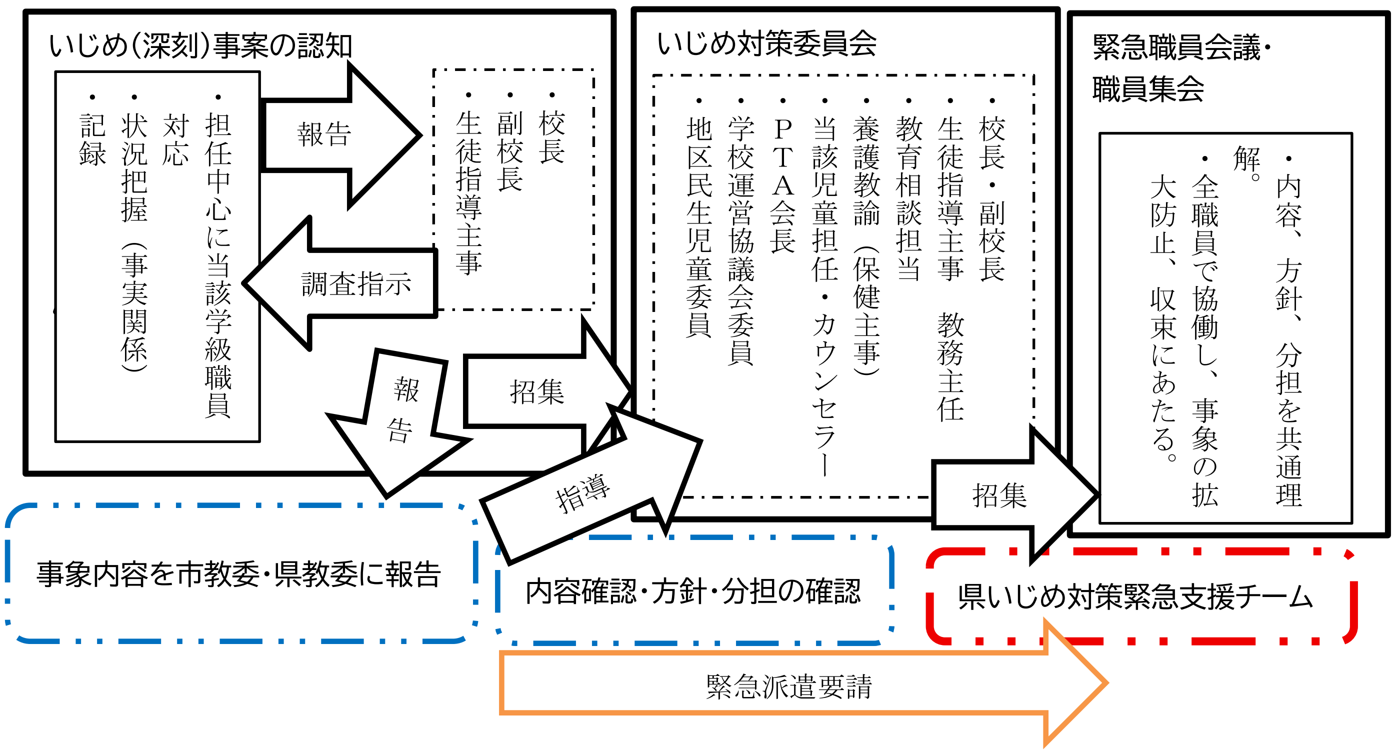

4　教職員一人一人の心構え

（1）教職員一人一人が、人権尊重の精神を意識し指導に当たる。

（2）教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、日常の指導の在り方について細心の注意を払う。

（3）児童の話に真剣に耳を傾け、親身になって対応し、児童がいつでも相談できる信頼関係を築く。

（4）いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候を見落とさず早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

（5）暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先する。

5　未然防止に向けて

（1）学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるようにする。(挨拶運動の展開、命の大切さや思いやりの心を育む諸活動の推進)

（2）安心し、心の通じ合えるコミュニケーション能力や規律正しい態度を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。(人権教育・道徳教育の充実、キャリア教育・復興教育等の推進)

（3）集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。（学校経営、学級経営の基本として、仲間づくりといじめを出さない取組を推進)

①　教職員の取組

ア　集団の一員として協力し合える人間関係を構築する。

イ　いじめについての研修の実施により、共通理解・共通実践を図る。

ウ　積極的な態度で、いじめ問題・命を考える週間・命の教育について、指導の充実を図る。

②　児童の取組

ア　言葉遣いなどに気を付けながら，お互いを尊重し合う取組を実践する。

イ　自らが、いじめの問題性に気付き、考え、防止に向けて行動する。

ウ　自分の意思をはっきり話すように指導する。

③　保護者の取組

ア　モラルや規範意識を養うための指導を積極的に行う。

イ　親子の日常のコミュニケーションを充実させながら、学校との連携を図る。

ウ　ＰＴＡ活動・地域行事へ積極的に参加・交流し、子どもの様子を把握するとともに保護者同士の連携を図る。

6　いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見のため

○　日常的な観察　　　○　質問紙によるアンケート調査並びに教育相談（各学期）

○　各月職員会議での情報交換　　　○　家庭からの連絡帳等の点検など

○　児童が記載した日記などへの注意

を行い、児童の把握に努める。また、被害者の立場に立ち、保護者等からの情報提供の相談窓口担当者を設置する。（担任の他、副校長、生徒指導主事、養護教諭)

①　教職員の取組
ア　子どもの声に耳を傾ける。（日常の声がけと聞き取り、遊びの中での観察、朝や帰りの会での確認、定期相談やアンケート等）
イ　子どもの行動を注視する。（友人関係、休み時間・放課後や休日等の生活等）
ウ　保護者と情報を共有する。（連絡帳、電話連絡、家庭訪問、学級懇談、PTA全体会）
エ　地域と日常的に連携する。（地区子ども会活動、学童クラブ・スポ少との連携）
オ　インターネットに関わるいじめの情報を収集する。
カ　援助希求的態度の育成について授業を行う。
②　児童の取組
ア　いじめられたり悩みがあったりする時は、すぐに担任の先生等に知らせる。
イ　放課後や学校外、インターネット等で問題を発見した場合は、すぐに担任の先生や家族等に知らせる。
ウ　暴力等のいじめを見つけたら、すぐに周りの大人に連絡する。
③　保護者の取組
ア　体調不良が続く時は、何か心配ごとがないか確認する。
イ　児童の通信機器は常に確認し、インターネットいじめ等がないか確認する。
ウ　学用品、所持品、金銭等の不明な点がないか確認する。
エ　その他、問題があると少しでも感じたら、すぐに学校への相談を行う。

7　いじめを認知した場合の基本的な対応

（１）速やかに組織的（いじめ対策委員会）で対応する。
・　事実確認と状況把握
・　対応方針とその分担(児童、家庭、学級、地域等)

（２）教職員全員の共通理解と保護者の協力を得て、調査と早期対応にあたる。（重大事態の場合は、被害者の救済を第一とし、教育委員会、関係機関等と連携する。）

重大事態とは、いじめ防止対策推進法２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めたとき」を受け、また、第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、一定期間(対応に緊急性が考えられる、連続して欠席している場合等、解決の見通しを見極め)を受け、保護者と協議して、教育委員会へ報告し、調査等に当たる。

（３）関係児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

①　教職員の対応
ア　いじめを受けた児童や、いじめを報告した児童の安全を確保する。
イ　学校全体で取組を確認するとともに、危機管理の原則として、「さ(最悪を想定)・し(慎重に)・す(素早く)・せ(誠実に)・そ(組織の一員)で対応する。
ウ　事実の確認をし、いじめている子には、毅然とした態度で指導を行う。
エ　学校内だけでなく各種団体等と協力をして解決にあたる。
②　児童への指導と取組
ア　きっかけを反省し、いじめは決して許されない行為であることを再確認する。
イ　学級、学校全体の問題であるととらえ、よりよい解決方法を考える。
ウ　再発防止を始め、一人一人ができる取組を考え、学級や児童会全体で行動する。
③　保護者への対応と取組
ア　家庭での児童の変化に注意し、学校と相談・連携する。
イ　ことの重大さを認識させ、家庭での指導を充実する。
ウ　継続して学校と協力し、保護者会等で連携の方法を話し合う。

８　ＰＴＡとの連携

必要に応じて、ＰＴＡとの連携を図り、問題の解決に努める。

- 個別面談・家庭訪問
- 学級懇談会
- 授業参観
- ＰＴＡ全体会（研修会）
- 地区懇談会

９　校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

- いじめ対策研修会（早期発見の手立て、被害者の保護、関係機関との連携）
- コンプライアンス研修会において「TUBASAモデル」を活用した研修会を７月に開催。
- 生徒指導事例研修会（集団つくり、学級つくり、個別問題の対応、その他）
- 情報モラル研修会（ＰＴＡ研修等も必要に応じて開催）

１０　いじめ解消の定義

改正案では「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう」と明記。条件の１つは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること」とし、相当の期間については3か月を目安としている。

もう１つの条件は、「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要があることを記している。

平成29年1月23日第7回いじめ防止対策協議会：「いじめの防止等のための基本的な方針」改定案より

１１　その他

（１）いじめ防止の日（毎年６月１日）の前後に全校集会を開き、校長講話、学級での取組発表を行い啓発運動とする。

（２）いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について、毎年「いじめ防止の基本方針」の説明（４月）と校内評価（２月）を行い、年度末の学校関係者評価と合わせて、その取組や結果を公表する。

（３）花巻市のいじめ防止等のための組織等

- いじめ問題対策連絡協議会・・・学校関係者、教育委員会、警察、中部教育事務所、この他必要に応じて、専門的な知識及び経験を有するもの
- いじめ問題調査委員会・・・教育委員会、警察、弁護士、医療関係者、教育相談員等、専門的な知識及び経験を有する第三者等
- **花巻市いじめ問題再調査委員会**